

京都コンサートホール条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第85号

京都コンサートホール条例施行規則の一部を改正する規則

京都コンサートホール条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「530」を「540」に、「4,810」を「4,900」に、

「

演壇	1	台	1,600
----	---	---	-------

を

」

「

演壇	1	台	1,630
花台			540

に、「16,040」を「1

」

6,340」に、「1,200」を「1,220」に、「270」を「280」に、「660」

「

を「680」に、

ホワイトボード	1	台	1,600
---------	---	---	-------

を

」

「

ホワイトボード	1	台	1,630
---------	---	---	-------

に、「4,010」を「4,

」

080」に、「2,000」を「2,040」に改め、同表音響設備の項中

「

1チャンネル	2,670	を	1	台	2,720	に、「4,810」
1本	2,670		1	本	2,720	

に、「4,810」

」

」

を「4,900」に、「1,330」を「1,360」に、

「

C D プレーヤー	1	台	2,670
デジタルオーディオテープデッキ			6,680
スピーカー	—	式	2,670
舞台音響セット			6,680

を

」

「

C D プ レ ー ヤ ー	1	台	2,720
舞 台 音 響 セ ッ ト			6,800

に、「32,090」を

」

「32,680」に、「10,690」を「10,890」に改め、同表中継設備の項中「40,110」を「40,850」に、「20,050」を「20,420」に改め、同表映

「

写設備の項中

3 5 ミ リ 映 写 機	一	式	24,060
1 6 ミ リ 映 写 機	1	台	10,690

を削り、「4,

」

810」を「4,900」に、「8,020」を「8,170」に改め、同表照明設備の項中「1,600」を「1,630」に、「660」を「680」に、「4,010」を「4,080」に、「2,000」を「2,040」に、「29,410」を「29,960」に、「14,700」を「14,980」に、「46,800」を「47,660」に改め、同表楽器の項中「28,080」を「28,600」に、「13,370」を「13,610」に、「30,750」を「31,320」に、「14,700」を「14,980」に改め、同表その他の項中「660」を「680」に、「7,350」を「7,490」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都コンサートホール条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

##### (適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)